

こんにちは 家畜保健衛生所です

H31.2.8

畜産関係車両の消毒を徹底して下さい。

1月30日に発生した岐阜県本巣市の農場に飼料原料を運搬していた車両が、愛知県豊田市の発生農場の系列農場にも飼料原料を運搬していたことがわかりました。豊田市の発生農場では、当該飼料は使用されていませんでしたが、系列農場へ搬入する際の一次保管場所となっていました。

- 飼料運搬車両、豚の輸送車両などの消毒を徹底して下さい。
- その他、靴底消毒や関係者以外の立ち入り制限等、飼養衛生管理基準を遵守して下さい。

飼養衛生管理基準

- 農場・畜舎出入口での車両や重機、人の靴底等の消毒の徹底
- 衛生管理区域専用の作業着・長靴の使用
- 野生動物等(犬や猫を含む)の畜舎への侵入防止
- 衛生管理区域に用事のない人や必要でない物を出来るだけ入れない
- 飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報
- 肉及び肉製品を含み又は含む可能性のある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上）を適切に行う



異常を発見された場合はすぐに家畜保健衛生所にご連絡ください。

豚が死亡するなどの異常があった場合、豚コレラと違う原因が考えられてもご自身だけで判断せず、家畜保健衛生所にご連絡下さい。

豚コレラの主な症状

発熱、食欲不振、元気消失、便秘、下痢、歩行困難、けいれん、目やに、削瘦、耳や下腹部・四肢等に紫斑、複数の母豚に流死産

平日は

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700 業務第二課 0745-62-2440